

入札の公告

北海道十勝総合振興局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年2月9日

北海道十勝総合振興局長 芳賀 是則

1 入札に付する事項

- （1）契約の目的の名称 自動車燃料（ガソリン）の単価契約（1リットル当たりの単価）
- （2）契約の目的の仕様等 JIS規格K2202（2号レギュラー）
- （3）契約期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- （4）納入場所 契約直営店又は代行店
- （5）契約地区及び調達予定数量

入札番号	地区名	庁舎の所在地	調達予定数量 (リットル)
1	帯広市	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎	53,430
		帯広市東1条南1丁目1番地2 帯広児童相談所	
2	帯広市 川西	帯広市川西町基線59番地6 十勝家畜保健衛生所	9,390
3	中札内村	河西郡中札内村東1条北7丁目10-2 十勝農業改良普及センター	9,190

※上記地区名ごとに入札を実施する。

2 契約担当者等

支出負担行為担当者

（帯広市、帯広市川西、中札内村） 北海道十勝総合振興局長 芳賀 是則

（帯広市） 北海道帯広児童相談所長 中村 育恵

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- （1）令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入（分類：16車両燃料）の資格を有すること。
- （2）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （3）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （4）石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- （5）揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

(6) 北海道内に本店を有し、かつ、入札番号1及び入札番号2にあつては帯広市内に、入札番号3にあつては中札内村内に本店、支店、又は営業所等を有すること。

(7) 次のア～ウにおいて、要件を満たす直営又は代行の給油所（セルフ給油所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所をいう。）の場合は、常駐の従業員が給油等を行うことができるものに限る。）を有していること。

ア 入札番号1にあつては、十勝合同庁舎及び帯広児童相談所からいずれも半径4キロメートル以内にあり、年末年始（12/31～1/3）の期間を除く、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の給油が原則可能であること。

イ 入札番号2にあつては、十勝家畜保健衛生所から半径8キロメートル以内にあること。

ウ 入札番号3にあつては、十勝農業改良普及センターから半径5キロメートル以内にあること。

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき、次の要件を満たしていること。

(1) 3の(5)に掲げる資格要件にあつては、当該組合又は組合員（組合が指定する組合員）が揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

(2) 3の(6)に掲げる資格要件にあつては、当該組合が北海道内に主たる事務所を有し、かつ、当該組合又は組合員（組合が指定する組合員）が入札番号1及び入札番号2にあつては帯広市内に、入札番号3にあつては中札内村内に事務所又は本店、支店、営業所等を有すること。

(3) 3の(7)に掲げる資格要件にあつては、当該組合又は組合員（組合が指定する組合員）が、次のア～ウにおいて、要件を満たす直営又は代行の給油所（セルフ給油所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所をいう。）の場合は、常駐の従業員が給油等を行うことができるものに限る。）を有していること。

ア 入札番号1にあつては、十勝合同庁舎及び帯広児童相談所からいずれも半径4キロメートル以内にあり、年末年始（12/31～1/3）の期間を除く、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の給油が原則可能であること。

イ 入札番号2にあつては、十勝家畜保健衛生所から半径8キロメートル以内にあること。

ウ 入札番号3にあつては、十勝農業改良普及センターから半径5キロメートル以内にあること。

5 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年2月9日（金）から同月22日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所 北海道十勝総合振興局総務課需品係

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎3階講堂

(2) 入札日時 令和6年3月4日（月）午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

8 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 郵便等による入札の可否

認めない。

11 落札者の決定方法

1の(5)で示した地区ごとに、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

なお、再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約へ移行し、最低入札者から見積書を徴する。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

13 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

14 その他

(1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道十勝総合振興局総務課需品係

イ 所在地 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目1番地

ウ 電話番号 0155-27-8508

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) 契約単価の変更については、別紙「単価契約の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で入札に参加すること。

(14) 「単価契約の変更に関する特約事項」の第 2 の 2 に掲げる「当初月」については令和 6 年 3 月 1 日の市場価格調査時点とする。

(15) 給油票の取扱い

落札者となり契約を締結したものは、当該契約に基づき、自動車燃料を供給するために必要な給油票又はカードを作成し、当該給油票又はカードの必要部数を道に交付しなければならない。

ア 帯広市地区

十勝合同庁舎内の十勝総合振興局の各部各課（十勝教育局及び十勝市町村税滞納整理機構は除く。）及び帯広児童相談所

イ 帯広市川西地区

十勝家畜保健衛生所

ウ 中札内村地区

十勝農業改良普及センター

(16) その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。